

平成 28 年度 智頭町農業委員会第 10 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 1 月 10 日（火） 午後二時
2. 開催場所 智頭町役場 二階 会議室
3. 出席委員

議席	氏名	出欠	議席	氏名	出欠
1	小林 功	出	2	大原 知子	出
3	山本 浩視	出	4	浅見 公昭	出
5	福安 逸雄	出	6	安道 信成	出
7	西尾 修	出	8	山中 眞守	出
9	岡田 功	出	10	岡野 吉勝	出
11	小宮山 晃次	出	12	浮田 博司	出
13	西尾 寿行	出	14	古谷 常吉	出
15	國岡 美保子	欠	16	中澤 一博	出

計 15 名

○在任委員の過半数に達したので本会は成立。

4. 欠席委員 席番 15 番 國岡 美保子委員

5. 日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案審議

- (1) 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- (2) 非農地等現況証明願の決定について
- (3) 農用地利用集積計画書（案）の意見決定について

第 3 報告

- (1) 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について

6. 議事録

局長

ただいまから平成二十八年度、第十回智頭町農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況は、席番十五番國岡美保子委員が欠席の為、十六名中十五名の出席となりますので総会は成立します。

議長

それでは総会に入りたいと思います。議事進行について、会長よろしくお願ひします。

それでは総会に入ります。総会に入ります前に、議事録署名委員の決定については、議長において席番四番浅見公昭委員、席番五番福安逸雄委員を指名します。これに異議ありませんか。(異議なしの声あり)

異議なしと認め決定いたします。

それでは議事に入ります。議案第一号、農地法第三条の規定による許可申請について農地法第三条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

平成二十九年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

番号一番について事務局の説明をお願いします。

局長

議案第一号をご覧下さい。番号一番を説明いたします。

本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大字奥本の〇〇〇〇さん、譲受人は大字大背の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大背地内にある畑一筆で百八平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており、本人も含め三人が常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をす
る旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見
込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がそ

の人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、既に経営面積が三十六アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、現在も耕作しており周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われれます。

申請年月日は平成二十八年十二月十四日、事務局は同日受付になっております。位置については、一から三ページです。

地区担当の席番十番岡野吉勝委員に調査結果の報告をお願いいたします。

岡野委員 調査結果の報告をします。申請地は譲受人の所有する墓地の横の農地で、現在も譲受人が借りて耕作しておりますので申請は問題ないと思われれます。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありますか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして番号二番について事務局の説明をお願いします。

局長 議案第一号をご覧ください。番号二番を説明いたします。

本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大字埴師の〇〇〇〇さん、譲受人は大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字埴師地内にある田一筆で三百十九平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営規模縮小、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありませぬ。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており、本人も含め三人が従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をする旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は二十アールで、既に経営面積が二十一アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、これまでも譲渡人が耕作しており、引き続き譲受人が耕作予定の為、周辺農業に支障を生ずるおそれはないと思われま

す。申請年月日は平成二十八年十二月十六日、事務局は同日受付になっております。位置については、四から六ページです。

地区担当の席番一番小林会長に調査結果の報告をお願いいたします。

小林会長

調査結果の報告をします。一月四日に現地を確認いたしました。今回の申請地の隣地は、先回の総会にて譲受人が転用済となっており、隣接地である為今回の申請に至ったものです。譲受人の所有農地も二十アール以上ありますので申請は問題ないと思われま

議 長

す。以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

局長

続きまして、番号三番について事務局の説明をお願いします。

議案第一号をご覧下さい。番号三番を説明いたします。

本件は、農地の有償所有権移転に係る農地法第三条に基づく許可申請です。

譲渡人は大阪府在住の〇〇〇〇さん、譲受人は大字大呂の〇〇〇〇さんです。申請地は、大字大呂地内にある畑一筆で七十六平方メートルです。申請事由は、譲渡人の経営廃止、譲受人の経営規模拡大のため、申請の農地を買い受けて耕作するものであります。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、申請者は正当な権利者か住所が異なっていないかですが、農地基本台帳で確認した結果貸付人は存在しません。また登記簿謄本で確認したところ、問題はありません。

次に、当該農地を効率的に利用することができるかについてですが、貸付地の農地はなく、農機具の装備・農作業に従事する者の数等ですが、必要な農機具は所有されており、本人も含め二人が常時従事でき効率的に利用されるものと思います。

次に農業生産法人以外の法人が権利を取得しようとする場合に例外規定で

一 取得後においてその農地等を適正に利用していないと認められる場合に使用貸借又は賃貸借の解除をす
る旨の条件が書面による契約に付されているか。

二 地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営が行われると見
込まれるか。

三 権利を取得しようとする者が法人である場合、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がそ
の人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められるか。

については法人でないので該当しません。

次に信託の引き受けにより権利を取得する場合は許可されないことになっていますが、該当しません。

次に、権利を取得する者が取得後において耕作に必要な農作業に常時従事するかどうかですが、必要な農作業に従事すると認められます。

次に権利を取得する者が、取得後において農地の面積の合計が五十アールに達しているかどうかですが、当管内の下限面積は十アールで、既に経営面積が十六アールに達していますので問題ありません。

次に所有権以外の権限に基づいてその土地を貸付、又は質入れをする場合ではないかについては該当しません。

次に農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがないかですが、現在も譲受人の家族が花などを耕作しており、周辺農業に支障を

生ずるおそれはないと思われます。

申請年月日は平成二十八年十二月十九日、事務局は同日受付になっております。位置については、七から九ページです。

地区担当の席番十一番小宮山晃次委員に、調査結果の報告をお願いいたします。

小宮山委員 調査結果の報告をします。十二月二十九日に現地を確認してきました。申請地は以前から譲受人が管理しているようですので問題ないと思われます。

議 長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして議案第二号、非農地等現況証明願いの決定について。

非農地等現況証明願いを下記のとおり受理したので、決議を求めるものです。

番号一について事務局の説明をお願いします。

局 長 それでは番号一を説明いたします。

申請人は、大字智頭の〇〇〇〇さんです。申請地は大字大内の畑一筆で、二十七平方メートルです。農地でなくなった理由は、大正から昭和の初期にかけ、隣接地の所有者が居宅を建築し、その後も裏庭として利用していたものです。申請年月日は平成二十八年十二月二十日、農業委員会は同日受付となっております。

本議案について、審査基準のすべての項目ごとに申請書に記載された内容が当該基準に適合するか否か検討した結果を説明いたします。

まず、農地の区分については農振農用地区域内ではありません。また、鳥取県の非農地証明を対象とする土地は

一、非農地証明の対象となる土地は、農地法が施行された日（昭和二十七年十月二十一日）より以前に非農地であった土地

二、自然災害を受けた農地で、農地への復旧が困難な土地

三、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄されたため自然潰廃した土地で、農地への復旧が困難な土地

四、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、農地行政上も特に支障がないと認められる土地

となっております。現況が農地か非農地かの認定基準は、「農地とは、耕作の目的に供される土地」ということになっております。本案件は、耕作の目的に供される土地ではなく、人為的な潰廃地で、転用の事実行為から既に二十年以上が経過しており、その開発行為及び建築行為等につき他法令による許認可を受ける見込みがあり、

農地行政上も特に支障がないと認められる土地で、農地への復旧が困難な土地に該当すると考えます。

位置図については、十から十二ページです。

現地調査を行った結果について、地区担当の席番四番浅見公昭委員から報告をお願いします。

浅見委員

報告します。十二月十五日に現地を確認しました。隣接者が裏庭として使っておったようで、主にゴミ捨て場や物置となっております。農地としてはもう使えません。

議長

以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)

それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)

全員賛成と認め原案のとおり決定します。

続きまして、議案第三号、農用地利用集積計画書(案)の意見決定について

智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので意見を求める。

平成二十九年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局の説明をお願いします。

局長

議案第三号をご覧ください。

智頭町長より平成二十八年十二月二十六日付けで、農用地利用集積計画の決定を求められています。継続の利用権設定の計画が一筆、所有権移転が一筆です。面積は、合計二千五百七十八平方メートルです。

(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)

以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第十八条第三項の要件である、

一、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、

二、利用権の設定を受けた後において備えるべき要件である、

イ、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、

ロ、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、

ハ、対象農地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること、

三、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者である場合には、

イ、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うこと、

ロ、その者が法人である場合にあつては、その法人の業務を執行する役員のうち一人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること、

四、対象農地の関係権利者すべての同意が得られていること、共有の土地については二分の一を超える同意があること、

の要件を満たしております。

議長 以上で説明が終わりました。ご質問、ご意見、ご異議はありませんか。(異議なしの声)
それでは原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。(全員挙手)
異議なしと認め原案の通り決定します。
本日の提出案件はすべて終了しました。
続いて報告事項に移ります。

(一) 農地法第十八条第六項の規定による通知書について

農地法第十八条第六項の規定による通知書を下記のとおり受理したので報告する。

平成二十九年一月十日提出。智頭町農業委員会会長 小林 功

事務局に説明をお願いします。

局長 報告(一)をご覧ください。農地法第十八条第六項の規定による通知書を一件受理しました。これは、農地法第三条の賃貸借が一件の合意解約です。

(報告書に基づき、個別の内容説明)

議長 農地法第十八条第六項の規定による通知書の報告が終わりました。

報告(一)について、ご質問、ご意見等はございませんか。(ありませぬの声)

質問、意見等ないようです。これらは、報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

その他について、事務局に説明をお願いします。

局長 その他について説明いたします。

- ・ 農業委員・農地利用最適化推進委員の募集について
- ・ 平成二十八年度農地利用状況調査に係る勧告書について
- ・ 料理講習会について
- ・ 農業委員会特別研修大会の開催について

議長 以上をもちまして、平成二十八年度第十回総会を閉会いたします。

局長 ありがとうございます。

次回総会は、二月十日金曜日です。午後二時より智頭町役場二階、第一・二会議室を予定しています。

平成二十九年一月十日

会 長 小 林 功